

リハビリテーション従事者の名簿

〔記載上の注意〕

¹ 当該医療機関において行われるリハビリテーションに従事する従事者を全て記載すること。なお、回復期リハビリテーション病棟に専従する者、訪問リハビリテーションに専従する者も記載すること。また、介護保険の通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに専従する者は含まれないが、医療保険のリハビリテーションを提供する可能性のある者は介護保険のリハビリテーションの従事者であっても記載すること。

2 職種の欄におけるその他とは、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、(Ⅲ)に規定される適切な研修を修了した准看護師等のことをいう。

3 専従者、専任者については、当該従事者が担当するリハビリテーション区分の全てについて、専従であれば○、専任であれば●を記載すること。
専従者、専任者については、当該従事者が担当するリハビリテーション区分の全てについて、専従であれば○、専任であれば●を記載すること。

各リハビリテーションに規定される、経験を有する者は「経験」欄に経験を有する又は研修を修了したリハビリテーション名を記載すること。

地域包括ケア病棟には地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟、地域包括ケア入院医療料を算定する病室を含む病棟が含まれる。

6 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤従事者を組み合わせて配置し常勤換算している場合には、「常勤換算」の□に「✓」を記入すること。